（略）	（略）	15,500 11,200	7,100 6,100	
（略）	（略）	30,200 23,500 23,000 7,100 19,700 7,000 17,300 6,750	8,200 7,550 7,100 7,100 6,950 6,950 6,750 6,750	
（略）	（略）	31,400 17,000 15,500 13,700 11,000 8,250	8,300 7,250 7,000 6,800 6,200 4,400	

(注)
1　（略）
2　補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,700円増しとすること。
3　補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
4　補高足部場合は、エの(イ)のｂの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
5　採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。
(1)　チェック用装具が「大腿部」を含む場合　16,600円
(2)　チェック用装具が「下腿部」を含む場合　15,500円
(3)　チェック用装具が「足部」を含む場合　9,100円

エ　製作要素価格
(ア)　下肢装具
ａ　継手

名　称	種　類	価　格 円	備　考
（略）	固定式 遊動式	6,000 7,150	

靴型装具用	Ｂ－１ Ｂ－２	15,300 11,100	7,000 6,000	
体幹装具用	Ｃ－１ Ｃ－２ Ｃ－３ （金属枠、硬性） （軟性） Ｃ－４ （金属枠、硬性） （軟性） Ｃ－５ （金属枠、硬性） （軟性、骨盤帯）	29,600 23,100 22,600 7,000 19,300 6,900 17,000 6,650	8,050 7,450 7,000 7,000 6,850 6,850 6,650 6,650	
上肢装具用	Ｄ－１ Ｄ－２ Ｄ－３ Ｄ－４ Ｄ－５ Ｄ－６	30,800 16,700 15,200 13,500 10,800 8,150	8,200 7,150 6,900 6,700 6,100 4,350	

(注)
1　（略）
2　補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,200円増しとすること。
3　補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
4　補高用足部場合は、エの(イ)のｂの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
（新設）

エ　製作要素価格
(ア)　下肢装具
ａ　継手

名　称	種　類	価　格 円	備　考
股　継　手	固定 遊動	5,950 7,050	